

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年11月10日(2011.11.10)

【公表番号】特表2011-500575(P2011-500575A)

【公表日】平成23年1月6日(2011.1.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-001

【出願番号】特願2010-528941(P2010-528941)

【国際特許分類】

C 07 D 401/14 (2006.01)

A 61 K 31/496 (2006.01)

C 07 D 403/12 (2006.01)

A 61 K 31/497 (2006.01)

A 61 P 43/00 (2006.01)

A 61 P 25/06 (2006.01)

【F I】

C 07 D 401/14 C S P

A 61 K 31/496

C 07 D 403/12

A 61 K 31/497

A 61 P 43/00 1 1 1

A 61 P 25/06

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月26日(2011.9.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

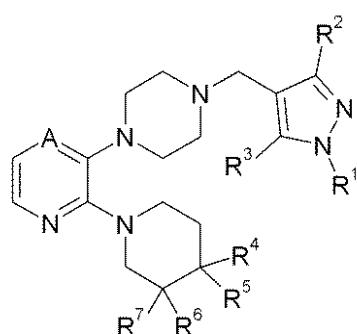
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

次式の化合物

【化1】



(式中、

Aは、-C(H)=または-N=であり、

R<sup>1</sup>は、i)水素、ii)メチル、iii)エチル、iv)ヒドロキシメチル、v)ヒドロキシエチル、vi)任意に1~3のフルオロ基で置換されたフェニル、vii)任意

に 1 ~ 3 のフルオロ基で置換されたベンジル、および  $v_i i i$  ) ピリジルからなる群から選択される置換基であり、

$R^2$  は、水素、メチル、またはエチルであり、

$R^3$  は、水素、メチル、またはクロロであり、

$R^4$  は、 $i$  ) 水素、 $i i$  ) フルオロ、 $i i i$  ) メチル、 $i v$  ) ヒドロキシ、 $v$  ) ヒドロキシメチル、 $v i$  ) ヒドロキシエチル、 $v i i$  ) メトキシメチル、 $v i i i$  ) シアノメチル、および  $i x$  ) メチルスルホニルアミノメチルからなる群から選択され、

$R^5$  は、水素またはフルオロであるが、ただし  $R^5$  がフルオロである場合、 $R^4$  はフルオロであり、

$R^6$  および  $R^7$  は、同一であり、水素、メチル、およびフルオロからなる群から一緒に選択されるが、ただし  $R^6$  および  $R^7$  が水素ではない場合、 $R^4$  および  $R^5$  は両方とも水素である)

または、その薬理学的に許容できる塩。

#### 【請求項 2】

$R^1$  は、メチル、エチル、または任意に 1 ~ 2 のフルオロ基で置換されたフェニルである請求項 1 記載の化合物。

#### 【請求項 3】

$R^1$  は、メチル、エチル、または任意に 1 ~ 2 のフルオロ基で置換されたフェニルであり、かつ、 $R^4$  はヒドロキシ、ヒドロキシメチル、またはメトキシメチルである請求項 1 記載の化合物。

#### 【請求項 4】

$3' - [4 - (1 - \text{エチル} - 5 - \text{メチル} - 1H - \text{ピラゾール} - 4 - \text{イルメチル}) - \text{ピペラジン} - 1 - \text{イル}] - 3, 4, 5, 6 - \text{テトラヒドロ} - 2H - [1, 2'] \text{ビピリジニル} - 4 - \text{オール}$  である請求項 1 記載の化合物またはその薬理学的に許容できる塩。

#### 【請求項 5】

薬理学的に許容できる担体、希釈剤または賦形剤と合わせて、有効成分として請求項 1 ~ 4 いずれか 1 項に記載の化合物を含む医薬組成物。

#### 【請求項 6】

片頭痛の治療および / または片頭痛の予防的治療のために適合された医薬製剤であって、薬理学的に許容できる担体、希釈剤または賦形剤と合わせて、請求項 1 ~ 4 いずれか 1 項に記載の化合物またはその薬理学的に許容できる塩を含む医薬製剤。